短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7年 7月 1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0979-43-6610/0979-43-2603 (午前11時~午後3時まで)

担当 稲数 公理

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 望箭荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業者番号	4 4 7 3 0 0 0 2 8 1
事業所名	望箭荘ショートステイサービス
所 在 地	大分県中津市三光森山851番地

(2) 職員体制

1 管理者 1名 施設の管理業務に従事するものとする。

2 医師(非常勤) 1名 入所者の健康管理及び療養上の指導を行うものとする。

3 生活相談員 1名以上 入所者の生活相談業務に従事するものとする。

4 介護職員又は看護師若しくは准看護師 常勤換算方法で17名以上

うち看護師又は准看護師 常勤換算方法で 3名以上

入所者の介護、看護等の業務に従事するものとする。

5 栄養士 1名 入所者の栄養指導、献立作成等、食事に関する業務に

従事するものとする。

6 機能訓練指導員 1名以上 入所者の日常生活を営むのに必要な、機能の減退を防止

するための訓練指導等の業務に従事するものとする。

7 介護支援専門員 1名以上 施設サービス計画の作成に関する業務等に従事するもの

とする。

8 調理職員 3名以上 入所者の食事の調理業務に従事するものとする。

9 事務職員等 3名以上 事務職及びその他の業務に従事するものとする。

(3) 施設の設備等の概要

定	定 員 20名		静 養 室	1 (2床)
居 室	4人部屋	3室 (1室43㎡)	医 務 室	1
	2人部屋	3室(1室24㎡)	食 堂	1
	個 室	2室 (1室19㎡)	機能訓練室	1
浴	室	3室 112 m ² 一般浴槽と特別浴槽があります。	談話コーナー	7 2 m²

3. サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成 … 介護支援専門員が担当致します。
- ② 食事 … 管理栄養士のたてる献立表に基づき、調理師が調理しています。利用される皆様の栄養計算、嗜好及び身体の状況等を考慮した、美味しい食事を提供致します。

- ③ 入浴 … 天然温泉です。週に2回以上入浴していただけます。飲用薬効もあります。
- ④ 介護 … 施設サービス計画に沿って、食事、着替え、排泄、オムツ交換、体位交換、 移動の付き添い等の介助を行います。
- ⑤ 機能訓練 … 訓練指導員を中心に、業務課職員が協力して心身の状況に応じて日常 生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ⑥ 生活相談 … 常勤の生活相談員が生活に関する相談に応じています。お気軽にご利用ください。
- ⑦ 健康管理 … 看護師等による密度の高いバイタルチェックを毎日実施すると共に、 嘱託医師による週1回の回診もあり、健康管理に万全を期しています。
- ⑧ 理美容サービス … 理容師、美容師の出張サービスがご利用できます。
- ⑨ 行政手続代行 … お気軽にご利用下さい。
- ⑩ 日常費用支払代行 … 衣類、日用品等の購入を代行致します。
- ⑪ 所持品保管 … 貴重品等の金品をお預かり致します。(有料の場合もございます。)
- ② 趣味活動 … ①行事、さまざまな行事が月ごとに計画されています。②サークル活動、趣味娯楽等のクラブもございます。
- ③ その他 … バスツアー、遠足、買い物等ご利用者の企画にもお答え致します。

4. 利用料金

(1) 基本料金

利用料については、別紙料金表をご参照下さい。

- (2) 食費 1日当たり ¥1,445
- (3) 居住費

多床室の居住費 1日あたり ¥915 個 室の居住費 1日あたり ¥1,231

- (4) その他の料金
 - ① 理美容費 ¥1,500(実費)
 - ② 電気代 ¥ 30(日額)(一品目につき)
 - ③ 送迎費 30km未満の場合は片道184円。30km以上の場合は1km増す毎に50円を 加算する。
 - ④ その他
 - ・ 上記の他趣味活動の費用、買物サービスの費用等は自己負担となります。
 - ・ 日常生活費用支払代行については別途資料をご覧ください。
- (5) キャンセル料

②入所日の前日午後12時までに連絡をいただかなかった場合 1回につき500円

(6) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

- ※ 以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
 - 利用者が中途退所を希望した場合
 - ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・ 利用中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になったとき
 - ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) 支払方法

月末締にて、翌月15日迄に請求書を郵送致しますので、月末迄にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、窓口支払い、銀行振込のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用申し込み
 - 電話等でお申し込みください。
 - ・ ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。 ※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- (2) サービス利用契約の終了
 - ① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合 実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ お客様が亡くなられたときまたは被保険者資格を喪失したとき
- 要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも かかわらず30日以内に支払わない場合、お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約 を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖も しくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終 了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

本事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備考
男性介護職員の有無	0	
従業員への研修の実施	0	年2回以上を実施しています。
サービスマニュアルの作成の有無	0	
身体的拘束の有無	0	入所者の生命又は、身体を保護す る為緊急やむを得ない場合を除 き、拘束行為は行いません。
変更・追加の申し込み方法		文書でお願い致します。
その他		

(3) 施設ご利用に当たっての留意点

•	面会時間	9:00~16:00迄を原則とします。(面会簿にご記入下さい。)
•	金銭、貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用下さい。
•	外出、外泊	
•	飲酒	原則禁止ですが、ご相談下さい。
•	喫煙	敷地内は禁煙です。
•	設備、器具の利用	- - 職員にお尋ね下さい。
•	所持品の持ち込み	最小限の持ち込みでお願いします。
•	施設外での受診	別に制約はございません。送迎はご家族でお願い致します。
•	宗教活動	ご遠慮下さい。
•		ご相談下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、速やかにご家族に連絡します。

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 … 自衛消防隊編成に基づく非常呼集で対応します。
- ・ 防災設備 … 設備点検業者による点検を年2回以上実施しています。
- ・ 防災訓練 … 毎月1回以上実施します。
- 防火責任者 … 木村 誠

9. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当
 - ① 利用者からの相談、文書などによる苦情の対応
 - ・相談、苦情に関する窓口として下記の担当者を設けております。

担当者:事業課課長 惣路 和人 電話 0979-43-6610・0979-43-2603

- ・文書などの苦情につきましては、担当者へ直接お渡しいただくか、施設内に「御意見箱」 を設置しておりますので、そちらへお願い致します。担当者が定期的にチェックを行い、 苦情対策委員会にて検討を行います。
- ② 円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順
 - 1. 苦情の受付

苦情は、電話・面接・書面等により苦情受付担当者が随時受付をします。なお、第三者委員も直接、苦情を受付けることができます。

2. 苦情解決のための第一次話し合い

受付をした苦情は、その内容や苦情申出人の希望等を確認し、苦情申出人と苦情解決 責任者の話し合いによる解決を図ります。(苦情申出人の希望により第三者委員が入り、 解決を図ることもできます。)

3. 苦情解決のための第二次話し合い

苦情申出人と苦情解決責任者による、第一次話し合いで解決できない場合は、第三者 委員による解決案の調整・助言を得ながら、話し合いによる解決を図ります。

4. 解決困難な苦情について

第二次話し合いで解決出来ない苦情は、大分県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。また、市町村の介護保険担当課や大分県国民健康保険団体連合会に申立てることが出来ます。

直心会 苦情解決委員会

第三者委員

- ・山本 勉(中津市民生委員)
- ·宇都宮信子(法務省人権擁護委員)
- · 松尾 慶一(社会福祉士)

苦情解決責任者

· 佐藤 大輔(望箭荘施設長)

苦情受付担当者

・惣路 和人(望箭荘事業課課長)

電話 0979-43-6103

電話 0979-43-6047

電話 0979-43-2043

電話 0979-43-6610

電話 0979-43-2603

(2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

· 中津市市役所介護長寿保険課 □ 0979-22-1111 FAX 0979-26-1217

· 大分県運営適正化委員会 Tm 097-558-0300 (内線250)

· 大分県国民健康保険団体連合会 Tm 097-543-8470

10. 当法人の概要

 名称
 法人種別
 社会福祉法人
 直心会

 代表者役職
 氏名
 理事長
 梶
 原
 諭

本部所在地・電話番号 大分県中津市三光森山823の2番地

0979 - 43 - 6181

定款の目的に定めた事業

第1種社会福祉事業・ 障害児入所施設の経営

障害者支援施設の経営

・ 特別養護老人ホームの経営

第2種社会福祉事業 ・ 障害福祉サービス事業の経営

相談支援事業の経営

障害児通所支援事業の経営

・ 老人短期入所事業の経営

・ 老人居宅介護等事業の経営

老人デイサービス事業の経営

認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 2カ所

短期入所生活介護 2カ所

通所介護 1カ所

居宅介護支援事業者 1カ所

11. 協力医療機関

名 称 梶原病院

所在地 大分県中津市中殿町3丁目29番地の8

診療科 内科、外科、整形外科、胃腸科、泌尿器科

名 称 大貞病院

所在地 大分県中津市大字中原8

診療科 精神科、内科

名 称 中津皮膚科

所在地 大分県中津市中央町1-9-36

診療科 皮膚科

	名 称	おざ歯科医院	完				
	所在地	大分県中津市	市中殿町3-	24-9			
	診療科	歯科					
12. その他							
	契約をする	る場合は以下の	確認をする。	ــــــــــع ح			
				令和	在.	月	日
				11 J.H	—	71	Н
/ Ibn // No. A	# - IB /// BB // \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	+ 7// - 1/2 2 2 2		• ». • • •	-) -)	. =V == \	_
短期人所生估介記	檴の提供開始にあたり	、契約書および	び本書面に基	うついて重要	要な事項を	ご説明し、	同
意を得ました。							
事業者	(事	業所番号 4	473000	281)			
所在地	大分県中津市三光森	山851番地					
名 称	望箭荘ショートステ	イサービス					
説明者	所属						
	任 名		(EII)				

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所 氏 名 ®

 代理人
 住所

 氏名
 ®

 続柄

 身元引受人
 住 所

 氏 名
 ⑩

 続 柄

望箭荘ショートステイサービス 料金表

(1)基本料金(介護保険サービス)

		1日あたりの	1日あたりの	1日あたりの	
		自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)	
	要支援1	¥451	¥902	¥1, 353	
	要支援2	¥561	¥1, 122	¥1, 683	
1	要介護1	¥603	¥1, 206	¥1, 809	
	要介護2	¥672	¥1, 344	¥2,016	
	要介護3	¥745	¥1,490	¥2, 235	
	要介護 4	¥815	¥1,630	¥2, 445	
	要介護5	¥884	¥1, 768	¥2, 652	

(2)加算

2.1100	看護体制加算 I	1日あたり	¥4
(2)	機能訓練指導体制加算	1日あたり	¥12
	サービス提供体制強化加算皿	1日あたり	¥6

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 上記①、②により算定した金額の1000分の136に相当する金額

(3)食費

- 1				
	(3)	食費	1日あたり	¥1, 445

(4) 居住費

000	従来型個室	1日あたり	¥1, 231
4	多床室	1日あたり	¥915

※ 1日あたりの自己負担額(参考)

	自己負担額(1割)		己負担額(1割) 自己負担額(2割)		自己負担額(3割)	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要支援1	¥3, 213	¥2,897	¥3, 750	¥3, 434	¥4, 287	¥3, 971
要支援2	¥3, 338	¥3,022	¥4, 000	¥3, 684	¥4, 662	¥4, 346
要介護1	¥3, 386	¥3,070	¥4, 096	¥3, 780	¥4, 806	¥4, 490
要介護2	¥3, 464	¥3, 148	¥4, 252	¥3, 936	¥5, 040	¥4,724
要介護3	¥3, 547	¥3, 231	¥4, 418	¥4, 102	¥5. 289	¥4, 973
要介護 4	¥3, 627	¥3, 311	¥4, 578	¥4, 262	¥5, 529	¥5, 213
要介護 5	¥3, 705	¥3, 389	¥4, 734	¥4, 418	¥5, 763	¥5, 447

- ※ 送迎を行った場合、片道30km未満の場合は1回184円、30km以上の の場合は、1km増すごとに50円を加算する。
- ※ 電気製品持込の場合、一品目につき1日30円の負担増となります。
- ※ 所得の状況により、減額の制度があります。(食費、居住費) ※ 主治医の指示により、療養食加算1日80円を算定する場合があります。